足立区多文化共生推進計画審議会条例施行規則を公布する。

令和８年９月２５日

足立区長　　近　藤　弥　生

足立区規則第６０号

足立区多文化共生推進計画審議会条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、足立区多文化共生推進計画審議会条例（令和８年足立区条例第３４号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、足立区多文化共生推進計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　条例第３条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

（１）　学識経験者　２人以内

（２）　区内で活動する団体等の構成員　８人以内

（３）　区以外の公的機関の職員　３人以内

（４）　区議会議員　３人以内

（５）　区内に在住し、在勤し、又は在学する者　４人以内

２　前項第５号に規定する者は、公募により選定する。

（意見聴取等）

第３条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは助言を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（会議録）

第４条　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、地域のちから推進部地域調整課において処理

する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。